福祉タクシー利用者の皆さまへ

令和8年11月



岡谷市福祉タクシー

1回 300円

福祉タクシーとは…
　高齢者や障がい者の外出を助けるためのタクシーです。一般のタクシーとは違いご利用には、いくつかの条件がありますので、ご理解のほどお願いします。

・岡谷市内を運行。市外に行くことはできません。
・出発地から目的地までが１回の運行。途中、他の場所に寄ることはできない決まりです。
・行きと帰りに利用したいときは、２回分の予約をしてください。
・運行台数が限られています。予約が集中すると、希望の時間に利用できないことがあります。

利用方法

① 利用券の購入

- 利用券は１枚3,000円。10回利用できます。
- 購入した利用券を使えるのは、本人のみです。
- 購入するときは、年齢のわかる身分証明書や身体障害者手帳など、資格がわかるものをお持ちください。
- 利用券の払い戻しは、購入した日から３年以内です。

購入場所

岡谷市役所社会福祉課・湊支所・川岸支所・長地支所
平日　　AM　9:00　～　PM　4:30
※土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

岡谷市役所宿直室（1階）
※2回目以降の購入で既にお使いの利用券を持参された方のみ
土・日・祝日　　AM　9:00　～　PM　4:30



② 電話で予約

※年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

にこにこ　ふ　く　し　い
０２６６－２２－２９４１
（聴覚障害者の方は　ファックス　58-1196）

- 運行時間　月～土曜日　AM7:30～PM6:30
  日曜・祝日　AM9:00～PM6:30
- 予約受付　前日または当日AM7:30～PM6:00

- オペレーターに「名前・住所・電話番号・日時・出発地・目的地」を伝えてください。
- 予約は運行開始から30分ごとの便となります。
- 午前中は大変混み合います。つながらないときは時間をおいておかけ直しください。





③ 福祉タクシーの利用

- 利用券を運転手に提示してください。



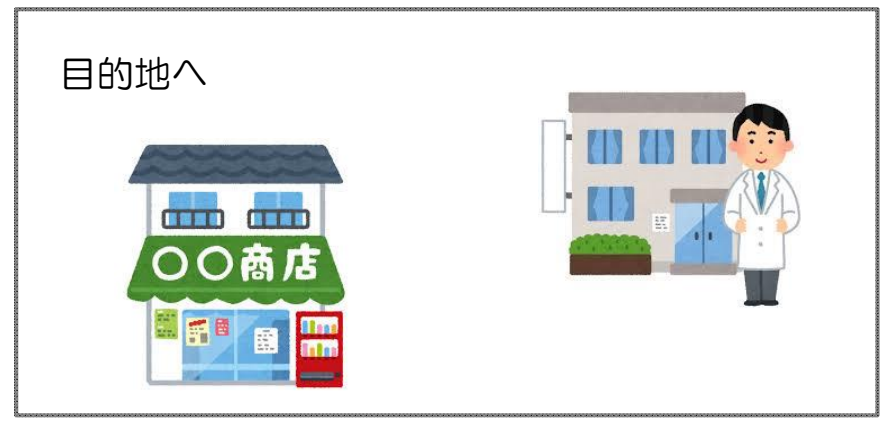

お問合せは…
岡谷市役所　社会福祉課　0266-23-4811（内線1251・1222）

○福祉タクシーを利用できる方

・岡谷市に住所があり、次のいずれかに該当する方。

①満８０歳以上の方
②要介護『３・４・５』に該当する方
③身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた『１・２級』に該当する方
④身体障害者福祉法施行規則に基づく身体障害者障害程度等級表の『下肢３～７級』又は『体幹３級若しくは５級』に該当する方
⑤療育手帳交付要綱に基づく療育手帳の交付を受けた『Ａ１・Ａ２・Ｂ１』に該当する方
⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく『１・２級』の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、又は精神障害を支給事由とする年金給付『１・２級』を現に受けている方
⑦特定疾病療養受療証の交付を受けた方又は、特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた方

※上記条件以外でも事情によって利用できる場合があります。社会福祉課までご相談ください。

・購入時には、①の方は身分証明書など年齢が確認できるものをお持ちください。
・①以外の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、特定医療費(指定難病)受給者証など、資格を確認できるものをご持参ください。

○利用券

・利用券は身分証明書を兼ねており、本人のみ使用できます。
・利用券を他の人へ譲ることや、他の人の利用券を使用することはできません。

○運行台数

・運行台数は、日時によって変わります。
・平日は、最大１１台が運行しますが、土曜日・日曜日・祝日は少なくなります。
・平日の午前中は、医療機関への利用者も多く、予約が集中するため、希望する時間に利用できない場合がありますのでご了承ください。

○介助者の同乗

・タクシーの乗り降りが困難な方は、原則１名の介助者が同乗できます。この場合、介助者の利用券は不要です。
・予約するときにオペレーターへ、また、乗車するときには運転手へ、介助者が同乗することをお伝えください。

○乗合い

・福祉タクシーは最高４人まで、乗合いをすることができます。ただし、目的地に向かって同じ路線上で乗車できる方に限ります。
・予約のときに乗合いのご案内をさせていただく場合がございます。可能な限りで結構ですのでぜひご協力ください。
・乗合いの予約は、目的地から一番遠い方が代表となり、予約をしてください。
・乗合いは、乗車する方それぞれが１回の利用となります。各自利用券を運転手に提示し、確認を受けてください。

○利用券の払戻し【払戻し期限は、購入した日から、３年以内】

・利用券が不要になった場合などは、必要と認められた場合に限り、払戻しができます。
・払戻しは、口座振込での返金となります。
・払戻しを希望する方は、社会福祉課へお問合せください。

●運転免許証を自主返納された、満８０歳以上の方に「福祉タクシー」の利用券を１枚交付します。（利用券の交付は１人１回のみです。）

＊令和４年４月１日以降、自主返納した方が対象になります。
＊詳しくは　社会福祉課までお問い合わせください。《0266-23-4811　内線1251・1222》